

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

＜施策の基本的方向＞ 1 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

資料 1

取組	平成27年度実施事業	平成28年度事業計画	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 職員
<p>○府民への啓発 府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら普及啓発を実施します。 特に、女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日から11月25日)に、シンボルとなるパープルリボンの啓発等によるキャンペーンを行うなど配偶者からの暴力の防止に向けた啓発活動を推進します。</p> <p>(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、以下のとおり周知・啓発に取り組んだ。 ・11月12日に、通天閣において、パープルリボンキャンペーンを実施。(府立今宮高等学校ダンス部のダンスパフォーマンス等) ・通天閣、万博記念公園の太陽の塔及び天保山大観覧車をパープルにライトアップ。 ・ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)における啓発活動を実施。(リボンオブジェ、パネル展示、ビデオ上映会等) ・庁内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配布。</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 ・相談窓口を掲載したリーフレットを配布した。 ⇒DVに関する相談窓口:配偶者暴力相談支援センター、 その他女性に対する暴力についての相談窓口: 労働相談(職場のセクハラ)、すこやか教育相談(学校でのセクハラ)、警察での各種相談(性犯罪被害相談、ストーカー被害相談)、こころの電話相談、その他(大阪法務局:人権ホットライン、大阪弁護士会:女性に対する暴力電話相談、性暴力救済センター・大阪)等</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ・ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載した。</p> <p>■府民向け性暴力予防啓発シンポジウムの開催 ・11月27日に、府民向けシンポジウム「増える貧困女子～若年女性を取り巻く性暴力と貧困の現状」を開催した。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、以下のとおり周知・啓発に取り組む。 ・パープルライトアップ、Wリボンキャンペーン(児童虐待防止啓発とDV予防啓発)等の啓発。 ・ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)において、DV予防啓発セミナーの開催や、リボンオブジェの設置、関連図書展示、ビデオ上映会を実施。 ・庁内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配布。</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 ・相談窓口を掲載したリーフレットを配布 ⇒DVに関する相談窓口:配偶者暴力相談支援センター、 その他女性に対する暴力についての相談窓口: 労働相談(職場のセクハラ)、すこやか教育相談(学校でのセクハラ)、警察での各種相談(性犯罪被害相談、ストーカー被害相談)、こころの電話相談、その他(大阪法務局:人権ホットライン、大阪弁護士会:女性に対する暴力電話相談、性暴力救済センター・大阪)等</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ・ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載。</p>	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	8
<p>○医療・保健関係者への周知 配偶者暴力防止法では、医療・保健関係者が業務を行うにあたって配偶者からの暴力被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされています。 被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が、配偶者からの暴力被害者の発見、通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、平成23年度に作成した「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進します。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 ・市町村ネットワーク会議などを通じ、マニュアルについて活用を促進。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 ・市町村ネットワーク会議などを通じ、マニュアルについて活用を促進。</p>	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	8
<p>○福祉・教育関係者への周知 地域福祉を担う民生委員・児童委員等は、医療・保健関係者と同様、配偶者からの暴力被害者を発見しやすい立場にあります。また、日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や幼稚園、保育所等における対応が重要です。このため、民生委員・児童委員等の福祉関係者、教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成 ・府立高等学校校長会において、活用を働きかけるとともに、教育委員会と協力して府内高等学校等へ電子データで配付。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成 ・府立高等学校校長会において、活用を働きかけるとともに、教育庁と協力して府内高等学校等へ電子データで配付。</p>	府民文化部 男女参画・ 府民協働課	8

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

取組	平成27年度実施事業	平成28年度事業計画	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 頁
<p>○暴力を予防・防止するための啓発・教育 子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育委員会が作成した「こどもエンパワメント支援指導事例集」の活用を市町村教育委員会に働きかけていきます。 また、交際相手からの暴力を防止するため、府教育委員会と連携し、予防啓発リーフレットや指導用を手引を添付した予防啓発DVDの活用を学校に働きかけるとともに、啓発・教育に携わる教員に対する資質・技能の向上に向けた取組を進めます。</p>	<p>■こどもエンパワメント支援指導事例集の活用 ・「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行う。</p> <p>■「知っていますか？デートDV」リーフレットをホームページに掲載</p> <p>■デートDV予防啓発DVD・指導用手引きの活用促進 ・府立高等学校人権研修及び各市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会等において活用を働きかけた。</p> <p>■「デートDV」研修プログラムの実施 ・研修プログラムを府立高等学校及び市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会において周知し、活用を働きかけるとともに、研修の案内を府立高等学校、府内市町村教育委員会、公立小中学校に送付し、啓発を行った。</p> <p>■子どもの安全安心に関する啓発DVDの作成 ・子どもの安全安心をテーマとした教材用DVDにおいて、デートDVのコンテンツを新規に作成し、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校、各種学校等府内教育機関へ配付する。(民間とのタイアップ事業)</p> <p>■人権啓発スポット映像放映 ・「デートDV防止啓発」をテーマとした30秒の人権啓発スポット映像を府内大型街頭ビジョンで放映(人権週間中)。</p>	<p>■こどもエンパワメント支援指導事例集の活用 ・「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行う。</p> <p>■「知っていますか？デートDV」リーフレットをホームページに掲載</p> <p>■デートDV予防啓発DVD・指導用手引きの活用促進 ・府立高等学校校長会及び各市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会等において、活用を働きかける。</p>	<p>教育庁 高等学校課 小中学校課</p> <p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p> <p>教育庁 高等学校課 小中学校課</p> <p>政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課 男女参画・府民協働課</p> <p>府民文化部 人権局 人権企画課 男女参画・府民協働課</p>	9
<p>○人権啓発の推進 人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、配偶者に対する暴力の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高める。</p>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行 ・人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVをめぐる国や大阪府の取組等を掲載。 ・作成部数⇒40,000部(墨字)、300部(点字) ・配布先⇒市町村、学校及び人権関係団体等</p> <p>■人権啓発冊子「そうぞう」の発行 ・人権啓発冊子「そうぞう」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDV被害者を支援するNPO活動等を掲載。 ・作成部数⇒6,000部 ・配布先⇒市町村、学校及び人権関係団体等</p>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行 ・人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVに関する大阪府の取組等を掲載。 ・作成部数⇒38,000部(墨字)、200部(点字) ・配布先⇒市町村、学校及び人権関係団体等</p>	府民文化部 人権局 人権企画課	9

(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発